

静岡県人事委員会は、静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則14-188

静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（静岡県人事委員会規則14-2）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<b>別表</b>		<b>別表</b>	
1 下田市		1 下田市	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
市長部局	課長、統合政策課参事、 <u>人事係長</u> 、 <u>秘書係長</u> 、 <u>財政係長</u> 、主査、主事（主査及び主事にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。）	市長部局	課長、統合政策課参事、 <u>係長</u> （ <u>秘書</u> 、 <u>人事</u> 、 <u>給与</u> 、 <u>服務又は予算を担当する者に限る。</u> ）、主査、主事（主査及び主事にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。）
(略)		(略)	
2 裾野市		2 裾野市	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
幼稚園	(略)	幼稚園	(略)
<u>生涯学習センター</u>	<u>館長</u>		
小学校	(略)	小学校	(略)
(略)		(略)	
3・4 (略)		3・4 (略)	
5 南伊豆町		5 南伊豆町	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
町長部局	課長、室長	町長部局	課長、室長、 <u>係長</u> （ <u>人事</u> 、 <u>給与</u> 、 <u>服務又は予算を担当する者に限る。</u> ）
<u>会計管理者</u>	<u>会計管理者</u>		
会計室	室長	会計室	室長

(略)	
認定こども園	園長
地域子育て支援センター	センター長
小学校	校長、教頭
(略)	

6 松崎町

機関	職
(略)	
町長部局	統括課長、課長、防災監、総務係長
(略)	

7～10 (略)

11 小山町

機関	職
(略)	
町長部局	部長、局長、部長代理、専門監、技監、課長、 <u>危機管理監</u> 、参事、課長補佐、副参事、主任（課長補佐、副参事及び主任にあつては、人事、給与、服務又は予算を担当する者に限る。）
(略)	
支所	支所長
保育園	園長
幼稚園	園長、教頭
こども園	園長
(略)	

12～33 (略)

(略)	
認定こども園	園長
(略)	
小学校	校長、教頭
(略)	

6 松崎町

機関	職
(略)	
町長部局	課長、防災監、総務係長
(略)	

7～10 (略)

11 小山町

機関	職
(略)	
町長部局	部長、局長、部長代理、専門監、技監、課長、参事、課長補佐、副参事、主任（課長補佐、副参事及び主任にあつては、人事、給与、服務又は予算を担当する者に限る。）
(略)	
支所	支所長
(略)	
こども園	園長
(略)	

12～33 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。